

# 別紙

## 発生土活用候補地に係る役割分担等について

発生土活用候補地に決定した土地については、以下のような役割分担及び対応が必要となります。内容を確認の上、町内候補地の検討をお願いします。

### ○申請者（地権者及び施工者）の役割

#### （１）造成等に係る各種法令に基づく手続き

項目	内容
盛土規制法に基づく対応 (必要に応じて)	規制区域内において一定規模以上の盛土等をする場合に必要となる盛土規制法に基づく対応は申請者が実施する。
県盛土条例に基づく対応 (必要に応じて)	一定規模以上の盛土等をする場合に必要となる県盛土条例に基づく対応は申請者が実施する。
農地転用 (必要に応じて)	農地法に基づく対応は申請者が実施する。
林地開発 (必要に応じて)	森林法に基づく対応は申請者が実施する。
その他の法令に基づく対応 (必要に応じて)	上記以外の砂防3法等各種法令に基づく対応は申請者が実施する。
町への報告 (必要に応じて)	上記、各種法令に基づく申請や許可等を受けた場合、その旨、必要書類を添付の上、町へ報告する。
造成後管理計画の提出	申請者は、造成後の管理計画について、造成完了までに町に提出する。 (提出後、計画に変更がある場合はその都度提出)

#### （２）発生土の運搬や整地、環境対策

項目	内容
整地	発生土の整地（防災対策工含む）を申請者で実施する。
整地にあたっての 防災対策工事	関係技術基準等に基づき必要となる防災対策工事を申請者で実施する。 ・湧水対策（地下水排除工等） ・表流水対策（流路工等） ・流末処理（調整池等） など
既存運搬道路の維持・管理	専ら工事用として使用する工事中の運搬路の路面清掃や通常走行により破損した舗装の修繕等は申請者が実施する。
運搬計画に係る地元との調整	運行計画は工事着手前に申請者が工事計画を説明・周知し、地元の意見を伺いながら JR 東海と調整・対応する。

### (3) 発生土活用地の造成後の管理

項目	内容
造成完了の報告	申請者は造成完了後、速やかに町へ報告する。
造成地の管理	造成後は、原則、申請者（地権者）が管理を行う。 跡地利用に予定がある場合は、それを考慮した設計・施工を行った上で、管理者については申請者（地権者）と利用者間で協議して定める。
造成地の補修	万が一、土砂が崩れた場合などは、原因を調査し、申請者の施工が起因しているのであれば、申請者が補修等の対応を実施する。

## ○JR 東海の役割

### (1) 発生土の運搬や環境対策

項目	内容
運搬・取卸し	発生土の運搬、取卸しを JR 東海で実施する。
発生土の調査	発生土の発生日毎に実施する自然由来重金属等の調査結果が、土壤汚染対策法に基づく溶出量基準値内である発生土を JR 東海は運搬する。
運搬計画に係る地元との調整	運搬車両の運行ルートの設定や通勤通学時間帯における配慮など、運行計画は工事着手前に JR 東海及び申請者が関係機関等と協議する。

## ○南木曾町の役割

### (1) 申請書の受領、確認

項目	内容
申請書の受領、確認	申請者から提出された申請書を受領し、応募資格・条件等を満たしているか記載内容を町が確認する。必要に応じて、申請者からのヒアリングや現地確認を行う。
JR 東海へ情報提供	JR 東海へ申請書類等の情報を提供する。
各種確認 (必要に応じて)	申請者による発生土の活用の際し、各種法令に基づく対応が必要な場合、申請者から申請時や許可時に報告を受け、内容を確認する。

### (2) 各種調整

項目	内容
運搬車両の通行への対応 (必要に応じて)	発生土の運搬車両が町道を通行する場合、町・JR 東海・申請者等による文書を取り交わし、町内の交通安全の確保を図る。
進捗確認	必要に応じて、町は申請者・JR 東海等に進捗状況を確認する。